

資料編

資料1 関係法令

1 新宿区文化芸術振興基本条例	27
2 新宿区立新宿文化センター条例	29
3 新宿区立新宿文化センター条例施行規則	34

資料2 委員名簿

1 文化芸術振興会議	39
2 文化芸術振興会議専門部会	39
3 新宿文化センターの在り方の検討に関するプロジェクトチーム	40

資料 1 関係法令

1 新宿区文化芸術振興基本条例（平成22年新宿区条例第6号）

文化芸術は、人々の心を養い、生活に潤いと豊かさを、人生に喜びと力を与えてくれる。また、文化芸術は、人と人をつなぐ礎であり、互いの歴史や文化を理解し合うことは、地域社会や国際社会において異なる歴史や文化を持つ人々が共に生きていくための基盤ともなる。

新宿のまちは、江戸城外堀の開削を機に形成された由緒ある町や坂等の名を今なお広くとどめる一方、江戸時代の宿場・内藤新宿の開設時から今日に至るまで、多くの人々の営みの中で多彩な文化芸術を育み、常に新たな文化芸術を創造し、発信し続けてきた。

新宿のまちには、自然や歴史、文化芸術、経済活動等を通して、人々が長い間培ってきた豊かな地域の力がある。多様性と先端性を併せ持つ都市として、その懐の深さに魅かれて集まる様々な人々の無限に広がるエネルギーがある。

こうしたまちの特性を最大限に生かし、区民、文化芸術活動団体、学校、企業等、新宿区その他の文化芸術の担い手となるあらゆる主体が、その持てる個性を発揮し、互いに力を合わせ、自由で活発な文化芸術活動を展開することを通して、新宿のまちの持つ多彩な力を結集し、にぎわいと活力にあふれる「文化芸術創造のまち 新宿」を実現することを決意し、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における文化芸術の振興に関する基本原則を定め、区民、文化芸術活動団体、学校及び企業等の役割並びに区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術の担い手となるあらゆる主体の相互のかかわりを通して、新宿のまちの特性を生かした発展的な文化芸術の創造に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 次に掲げる者をいう。

ア 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者

イ 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 学校に在学する者

エ 区内において、文化芸術に関する創造的活動、文化芸術を支援する活動その他の文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う個人

(2) 文化芸術活動団体 区内において、文化芸術活動を行う法人その他の団体及びその連合体をいう。

(3) 学校 区内に存する学校(学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものを含む。)をいう。

(4) 企業等 区内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体及び個人をいう。

(5) 私たち区民 次に掲げるものをいう。

ア 前各号に掲げるもの

イ 区

ウ その他区において生み出される文化芸術の恵みを自ら積極的に享受し、又は享受しようとするすべてのもの

（基本原則）

第3条 私たち区民は、自らが文化芸術の担い手となることを自覚し、自主的かつ持続的に文化芸術活動を行うものとする。

2 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、互いの文化芸術活動を理解し、及び尊重するものとする。

3 私たち区民は、文化芸術活動を行うに当たっては、その持てる個性を発揮するとともに、互いに連携及び協力を図るものとする。

4 私たち区民は、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の保護、保存、継承及び発展を図るとともに、新たな文化芸術を創造し、及び発信するものとする。

5 私たち区民は、等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができる環境の整備を図るものとする。

(区民の役割)

第4条 区民は、前条に規定する基本原則に基づく役割(以下「文化芸術振興に関する基本的役割」という。)を担うとともに、創意工夫を生かした自主的かつ創造的な文化芸術活動を通じて、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(文化芸術活動団体の役割)

第5条 文化芸術活動団体は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、自主性及び創造性を生かした文化芸術活動を一層推進し、地域社会を構成する一員として、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(学校の役割)

第6条 学校は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、児童、生徒、学生等が文化芸術活動を体験し、及び文化芸術に関する作品に触れる機会の充実を図り、並びに文化芸術を担う人材の育成、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(企業等の役割)

第7条 企業等は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、地域社会を構成する一員として、その保有する資源を活用し、地域の文化芸術活動の活性化等に努め、文化芸術の振興に積極的な役割を果たすものとする。

(区の責務)

第8条 区は、文化芸術振興に関する基本的役割を担うとともに、次に掲げる責務を有する。

(1) 文化芸術の振興に関する施策が総合的かつ持続的に行われるよう必要な措置を講ずること。

(2) 私たち区民が互いに連携し、及び協力する体制の強化を図られるよう必要な措置を講ずること。

(3) 地域の文化芸術活動の場の充実が図られるよう新宿区立新宿文化センター等区の施設の積極的な活用その他必要な措置を講ずること。

第2章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(地域の伝統、文化等の保護等)

第9条 私たち区民は、地域への愛着や誇りを育むため、地域で育まれた伝統及び特色ある文化並びに地域に現存する有形及び無形の文化財その他の歴史的文化的資源(以下「歴史的文化的資源」という。)の保護、保存、活用及び継承に努めるものとする。

(子どもの文化芸術活動への参加等の機会の確保)

第10条 私たち区民は、次代の文化芸術を担う子どもの豊かな人間性を育むため、優れた文化芸術に触れ、及び創造的な文化芸術活動に参加する機会の確保に必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する情報の収集、提供等)

第11条 私たち区民は、文化芸術に関する情報を互いに利用し、及び共有するため、その収集、提供、発信その他の必要な取組を行うように努めるものとする。

(文化芸術に関する環境の整備)

第12条 私たち区民は、文化芸術活動の一層の活性化を図るため、文化芸術に関する人的なネットワークの構築その他の環境の整備に努めるものとする。

(公共的空間の活用)

第13条 私たち区民は、人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造できる場を提供するため、公共的空間の積極的な活用に努めるものとする。

(人材の発掘、育成等)

第14条 私たち区民は、積極的に文化芸術活動を行う者、歴史的文化的資源の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者その他の文化芸術を担う人材の発掘、育成等に努

めるものとする。

(多文化の交流の促進)

第15条 私たち区民は、文化芸術活動を通じて、世界の国々の多様な歴史や文化に対する理解を増進し、地域における多文化の交流の促進に努めるものとする。

(表彰)

第16条 区長は、文化芸術の振興に大きく寄与したもの及び文化芸術活動において著しい功績のあったものの表彰に努めるものとする。

第3章 文化芸術振興会議

(設置)

第17条 文化芸術の振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、新宿区文化芸術振興会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第18条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 次に掲げる事項について調査審議すること。

ア 文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項又は重要な事項

イ 文化芸術の振興に関し、区長が諮問する事項

(2) 文化芸術の振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

第19条 会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、学識経験を有する者、区内に住所を有する者、文化芸術活動団体の構成員、教育の関係者及び企業等(法人その他の団体にあつては、その構成員)のうちから、区長が委嘱する。

4 前3項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年新宿区条例第9号)の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

2 新宿区立新宿文化センター条例(昭和53年新宿区条例第18号)

(設置)

第1条 区民に文化的活動等の場を提供し、もつて文化芸術の振興及び区民の文化の向上を図るため、新宿区立新宿文化センター(以下「文化センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 文化センターの位置は、東京都新宿区新宿六丁目14番1号とする。

(事業)

第3条 文化センターにおいては、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 文化センターの利用に関すること。

(2) 文化芸術の振興に関すること。

(3) 区民に対する文化の普及及び支援に関すること。

(4) その他区長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条 文化センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(管理業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務(以下「管理業務」という。)を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 第18条に規定する利用の承認、第19条に規定する利用の不承認及び第20条に規定する利用承認の取消し等に関する業務
- (3) 第23条に規定する利用料金の納入、第25条に規定する利用料金の減免及び第26条に規定する利用料金の返還に関する業務
- (4) 文化センターの施設、附帯設備その他の設備(以下「施設等」という。)の維持管理に関する業務
- (5) その他文化センターの管理に関し、区長が必要と認める業務

(公募及び申請)

第6条 区長は、新宿区規則(以下「規則」という。)で定めるところにより、指定管理者の指定を受けようとする団体を公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

- (1) 文化センターの事業計画書(以下「事業計画書」という。)
- (2) その他区長が必要なものとして規則で定める書類

(選定の方法及び基準)

第7条 区長は、規則で定める申請期間内に前条第2項の規定により申請した団体(以下「申請団体」という。)の中から、次に掲げる選定の基準に照らし、文化センターの管理を行わせるに最も適当と認める団体を、指定管理者となるべき団体として選定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、文化センターを利用するものの平等な利用を確保することであること。
- (2) 事業計画書の内容が、文化センターを利用するものへのサービスの向上を図るものであること。
- (3) 事業計画書の内容が、文化センターの効用を最大限に発揮させるものであるとともに、その管理に係る経費(以下「管理経費」という。)の縮減を図るものであること。
- (4) 当該申請団体が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。
- (5) その他区長が文化センターの指定管理者となるべき団体を選定するために必要と認める基準

2 前条及び前項の規定にかかわらず、区長が特に必要と認めるときは、指定管理者となるべき団体を公募の方法によらないで選定することができる。

(選定の結果の通知)

第8条 区長は、前条第1項の規定による選定を行つたときはすべての申請団体に、同条第2項の規定による選定を行つたときは当該選定の対象となつた団体に、速やかにその結果を通知しなければならない。

(再度の選定)

第9条 区長は、第7条の規定により指定管理者となるべき団体として選定した団体(以下「被選定団体」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を同条第1項の規定により選定した場合にあつては当該被選定団体を除く申請団体の中から同項の規定により、当該被選定団体を同条第2項の規定により選定した場合にあつては第6条及び第7条第1項の規定により、指定管理者となるべき団体を、再び選定することができる。

- (1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となつたとき。
- (2) 新たに判明した事実により、文化センターの管理を行うことが適当でないと認められるとき。

2 区長は、前項の規定により指定管理者となるべき団体を再び選定する場合(被選定団体から指定管理者となることを辞退する旨の申出があつた場合を除く。)には、前条の規定により選定の結果を通知した被選定団体に対し、速やかに当該通知を取り消す旨を通知しなければならない。

(指定管理者の指定)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

(指定管理者の指定等の公告)

第11条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

- (1) 前条の規定により指定管理者の指定を行つたとき。
- (2) 第15条の規定により指定管理者の指定を取り消し、又はその管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(協定の締結)

第12条 新宿区(以下「区」という。)及び指定管理者は、文化センターの管理に関し、次に掲げる事項について協定を締結しなければならない。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 第18条に規定する利用施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する事項
- (3) 管理経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うに当たつて指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書(以下「事業報告書」という。)に関する事項
- (6) 第15条の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) 文化センターの管理上区に生じた損害の賠償責任に関する事項
- (8) その他文化センターの管理に関し、区が必要と認める事項

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 事業報告書は、毎年度終了後30日以内に提出しなければならない。ただし、指定管理者が年度の途中において第15条の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 当該年度の管理業務の実施状況
- (2) 当該年度の第18条に規定する利用施設等の利用状況
- (3) 当該年度の利用料金の収入の実績
- (4) 当該年度の管理経費の収支状況
- (5) その他区長が文化センターの管理の実態を把握するために必要なものとして規則で定める事項

(管理業務等の報告の聴取等)

第14条 区長は、文化センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第15条 指定管理者の指定の取消し又は期間を定めて行う管理業務の全部若しくは一部の停止の命令は、次の各号のいずれかの場合に行うものとする。

- (1) 指定管理者が前条の指示に従わないとき。
- (2) その他当該指定管理者による文化センターの管理を継続することが適当でないと思われるとき。

(開館時間)

第16条 文化センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第17条 文化センターの休館日は、次に掲げる日とする。ただし、区長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(1) 毎月第2火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日の直後の休日でない日)

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項ただし書に定める場合のほか、指定管理者が特に必要と認めるときは、区長の承認を受けて、同項本文に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用の承認)

第18条 文化センターの次に掲げる施設及び附帯設備(以下「利用施設等」という。)を利用しようとするものは、規則で定めるところにより指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) ホール

(2) 楽屋

(3) 特別控室

(4) 展示室

(5) リハーサル室

(6) 会議室

2 指定管理者は、前項の承認(以下「利用承認」という。)を行う場合において、文化センターの管理上必要があると認めるときは、その利用承認に条件を付することができる。

(利用の不承認)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用承認を与えないものとする。

(1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) その利用が施設等に損害を与えるおそれがあるとき。

(3) その他文化センターの管理上支障があるとき。

(利用承認の取消し等)

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、その利用承認を取り消し、その利用承認の内容若しくはその利用承認に付した条件を変更し、又は利用施設等の利用を中止させ、停止させ、若しくは制限することができる。

(1) 利用承認を受けたもの(以下「利用者」という。)が利用の取消しを申し出たとき。

(2) 利用者が利用承認の内容の変更を申し出たとき。

(3) 利用者の利用が前条第1号又は第2号に該当すると認めるとき。

(4) 利用者が利用承認の内容と異なる利用を行い、又は利用承認時に付された条件(この条の規定により利用承認時に付された条件が変更された場合にあっては、当該変更後の条件)を遵守しなかつたとき。

(5) 利用者の利用がこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は利用者が指定管理者の指示に従わないとき。

(6) 利用者が偽りの内容により第18条第1項の規定による申請を行う等不正の手段によつて利用承認を受けたとき。

(7) 利用者が災害又は事故により文化センターを利用できなくなつたとき。

(8) 公益上必要があると認められるとき。

(9) その他指定管理者が文化センターの管理上支障があると認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第21条 利用者は、利用施設等を利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(施設等の変更等の禁止)

第22条 利用者は、施設等に特別の設備を行い、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(利用料金の納入)

第23条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(利用料金の決定等)

第24条 利用料金は、別表に定める額を上限として、指定管理者が法第244条の2第9項の承認を受けて定める額とする。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 指定管理者は、第1項の規定により利用料金を定めたときは、当該利用料金について、区民等に周知するため必要な措置を講じなければならない。

(利用料金の減免)

第25条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第26条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより、既に納められた利用料金の全部又は一部を返還する。

(1) 利用施設等を利用できないことについて利用者の責めに帰することができない事由があると認められるとき。

(2) 利用者が、利用施設等を利用する日前の規則で定める日までに、当該利用の取消し又は当該利用承認の内容の変更(利用料金を減ずることとなる変更に限る。)の申出を行ったとき。

(3) その他指定管理者が特に必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第27条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第15条の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。ただし、区長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 利用者は、その利用を終了したとき又は第20条の規定により利用承認が取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第28条 指定管理者及び利用者は、施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償額を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第24条関係)

1 施設

区分	1日当たりの金額	
	平日	土曜日 日曜日 休日
大ホール	559,200円	670,900円
大ホール第1楽屋		9,300円
大ホール第2楽屋		3,900円
大ホール第3楽屋		3,600円
大ホール第4楽屋		3,600円
大ホール第5楽屋		4,500円
大ホール第6楽屋		1,200円
大ホール第7楽屋		1,200円

区分	1日当たりの金額	
	平日	土曜日 日曜日 休日
特別控室		4,400円
小ホール	95,300円	114,500円
小ホール第1楽屋		3,900円
小ホール第2楽屋		1,800円
展示室		57,000円
リハーサル室	42,300円	50,800円
第1会議室	20,900円	25,400円
第2会議室	14,900円	18,100円
第3会議室	11,700円	14,400円
第4会議室	11,700円	14,400円
第5会議室	9,700円	11,800円
和会議室	22,300円	26,900円

2 附帯設備

区分	1日当たりの金額
附帯設備	1設備につき 99,000円

3 新宿区立新宿文化センター条例施行規則（昭和53年新宿区規則第49号）

（趣旨）

第1条 この規則は、新宿区立新宿文化センター条例（昭和53年新宿区条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（公募に際して明示する事項）

第2条 区長は、条例第6条第1項の規定により地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定を受けようとする団体を公募するときは、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 新宿区立新宿文化センター（以下「文化センター」という。）の概要
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）の資格
- (3) 条例第5条に規定する管理業務の範囲及び内容
- (4) 条例第6条第1項の規定による公募を開始する日（以下「公募開始日」という。）
- (5) 条例第7条第1項に規定する選定の基準
- (6) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (7) 条例第18条に規定する利用施設等（以下「利用施設等」という。）の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する事項
- (8) 文化センターの事業計画書に記載すべき事項
- (9) 第4条第2項各号に掲げる書類に関する事項
- (10) その他区長が必要と認める事項

（申請団体の資格）

第3条 申請団体の資格は、次のとおりとする。

- (1) 法人として登記されていること。
- (2) その他区長が別に定める要件を満たしていること。

（指定申請書及び添付書類）

第4条 条例第6条第2項の規則で定める申請書は、指定管理者の指定申請書（第1号様式）とする。

2 条例第6条第2項第2号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請団体の資格を有していることを確認することができる書類
- (2) 文化センターの管理に係る収支計画書
- (3) 文化センターの管理に係る人員の配置図
- (4) 申請団体の案内書
- (5) 申請団体の活動の実績(文化センターに類似する施設に係る業務の受託実績等をいう。)に関する書類
- (6) 申請団体の経営状況を説明する書類
- (7) その他区長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める申請期間は、公募開始日から30日を経過する日(当該日が新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当該日の直後の休日でない日)までの期間とする。

(選定結果通知書)

第6条 条例第8条の規定による通知は、指定管理者選定結果通知書(第2号様式)により行うものとする。

(選定取消通知書)

第7条 条例第9条第2項の規定による選定の結果の通知を取り消す旨の通知は、指定管理者選定結果取消通知書(第3号様式)により行うものとする。

(指定通知書)

第8条 区長は、条例第10条の規定により指定管理者の指定を行つたときは、同条の被選定団体に対し、指定管理者指定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(事業報告書の記載事項)

第9条 条例第13条第2項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第3条第2号及び第3号に掲げる事業に係る実績
- (2) その他区長が必要と認める事項

(利用の申請等)

第10条 利用施設等を利用しようとするものは、新宿文化センター利用申請書(第5号様式。以下「利用申請書」という。)により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、次の各号に掲げる条例別表に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める期間内に行うものとする。

- (1) 大ホール、大ホール楽屋及び特別控室 次のとおりとする。

ア 公演のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の12か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日の14日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

イ アの公演の練習等のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の3か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日の7日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

- (2) 小ホール、小ホール楽屋及び展示室 次のとおりとする。

ア 公演又は展示のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の6か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日の14日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

イ アの公演の練習等のために利用する場合 当該施設を利用しようとする日の属する月の3か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれに定める日まで

(ア) 小ホール及び小ホール楽屋 当該施設を利用しようとする日の2日前(当該日が

休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで

(イ) 展示室 当該施設を利用しようとする日まで

(3) リハーサル室及び会議室 当該施設を利用しようとする日の属する月の3か月前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)から当該施設を利用しようとする日まで。ただし、リハーサル室を大ホール楽屋として利用するときは、第1号アの例による。

3 指定管理者は、次に掲げる場合には、前項に規定する期間外においても、第1項の規定による申請を受け付けることができる。

(1) 区が区の事業として利用するとき。

(2) 区立の学校が学校行事として利用するとき。

(3) 区が出資する法人(以下「法人」という。)がその事業として利用するとき。

(4) 区又は法人が共催する事業として利用するとき。

(5) 区の区域内(以下「区内」という。)の官公署が区民を対象とした事業に利用するとき。

(6) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

4 第2項の規定にかかわらず、指定管理者は、営利を目的としない区内の文化団体等が文化芸術の振興又は文化の向上のため利用する場合で、指定管理者が適当と認めたときは、同項で定める申請期間の開始の月のそれぞれ1か月前から申請を受け付けることができる。

5 指定管理者は、第1項の承認を行つたときは、利用申請書を提出したものに対し、新宿文化センター利用承認書(第6号様式。以下「利用承認書」という。)を交付するものとする。

6 利用施設等の利用を行おうとするものは、その利用の際に、利用承認書を係員に提示しなければならない。

(利用不承認通知書)

第11条 指定管理者は、条例第19条の規定により利用承認を与えないときは、当該利用承認を与えられないものに対し、新宿文化センター利用不承認通知書(第7号様式)により通知するものとする。

(利用承認の取消し等)

第12条 条例第20条第1号の規定による利用の取消しの申請及び同条第2号の規定による利用承認の内容の変更の申請は、利用の承認を受けた日の7日前の日(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)まで、附帯設備に係る利用の取消しの申請及び利用承認の内容の変更の申請にあつては利用の承認を受けた日までに、利用承認書を添えて新宿文化センター利用取消申請書(第8号様式)又は新宿文化センター利用変更申請書(第9号様式)により行うものとする。

2 指定管理者は、次に掲げる場合には、前項の規定による利用承認の内容の申請を受け付けないものとする。

(1) 利用承認の内容の変更の申請をする日の翌日から当該変更後の利用しようとする日までの間が7日以内となるとき。

(2) 変更後の利用しようとする日の属する月が、当該利用承認を受けた日の属する月の翌月以降となるとき。

3 指定管理者は、第1項の申請を承認したときは、当該申請を行つたものに対し、新宿文化センター利用取消承認書(第10号様式。以下「利用取消承認書」という。)又は新宿文化センター利用変更承認書(第11号様式。以下「利用変更承認書」という。)を交付するものとする。

4 前項の規定により利用承認の内容の変更の承認を受けたものは、当該変更後の利用の取消しの申請及び当該変更後の利用承認の内容の変更の申請を行うことができない。

5 第3項の規定により利用承認の内容の変更の承認を受けたものは、その利用の際に、利用変更承認書を係員に提示しなければならない。

6 指定管理者は、条例第20条の規定(第1号及び第2号を除く。)により利用の承認を取消し、又は利用を中止させ、停止させ、若しくは制限した場合は、新宿文化センター利用取消等通知書(第12号様式)をもつて当該処分の対象者に通知しなければならない。

(その他の届出)

第 13 条 利用承認を受けたものが、プログラム、CD、テープ、書籍等及びこれらに関連する商品の販売を行うときは、指定管理者が別に定める書類により、あらかじめ指定管理者に届け出なければならない。

(利用料金の納付時期)

第 14 条 条例第 23 条の規定による利用料金の納付は、利用承認書の交付を受けたときに行わなければならない。ただし、楽屋及び特別控室並びに附帯設備の利用に係る利用料金並びに指定管理者が別に定める超過利用料金は、利用の承認を受けた日の当該利用の終了までに納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第 15 条 条例第 25 条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、当該場合において行う利用料金の減額又は免除は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 区が区の事業として利用するとき。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (2) 区立の学校が学校行事として利用するとき。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (3) 法人が利用するとき(次号に掲げる場合を除く。)。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (4) 公益財団法人新宿未来創造財団(以下「財団」という。)がその事業として利用するとき。 免除
- (5) 営利を目的としない区内の文化団体等が文化芸術の振興又は文化の向上のために利用する場合で、指定管理者が適当と認めるとき。 利用料金の 50 パーセントを減額
- (6) 区又は財団が共催する事業として利用するとき。 利用料金の 25 パーセントを減額
- (7) 区内の官公署が区民を対象とした事業に利用するとき。 利用料金の 25 パーセントを減額
- (8) その他指定管理者が特に必要と認めるとき。 必要と認める額を減額又は免除

2 前項の規定による利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、利用の承認を受けた日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)までに、新宿文化センター利用料金減免申請書(第 13 号様式)により指定管理者に申請し、その承認を受けなければならない。ただし、指定管理者が特に認める場合は、この限りでない。

3 指定管理者は、利用料金の減額又は免除の承認又は不承認の決定を行ったときは、当該利用料金の減額又は免除の申請を行ったものに対し、指定管理者が別に定める利用料金の減免承認(不承認)に係る書類により通知するものとする。

(利用料金の返還等)

第 16 条 条例第 26 条の規定による利用料金の返還を受けようとするものは、新宿文化センター利用料金返還請求書(第 14 号様式)に利用承認書、利用取消承認書又は利用変更承認書を添えて、指定管理者に申請しなければならない。

2 条例第 26 条第 2 号の規則で定める日は、次の各号に掲げる条例別表に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 大ホール、大ホール楽屋及び特別控室 次のとおりとする。
 - ア 公演のために利用する場合 利用しようとする日の 90 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)
 - イ アの公演の練習等のために利用する場合 利用しようとする日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)
- (2) 小ホール、小ホール楽屋及び展示室 次のとおりとする。
 - ア 公演又は展示のために利用する場合 利用しようとする日の 30 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日後の直近の休館日でない日)
 - イ アの公演の練習等のために利用する場合 利用しようとする日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)
- (3) リハーサル室及び会議室 利用しようとする日の 7 日前(当該日が休館日に当たるときは、当該日の直後の休館日でない日)

3 第 1 項の規定による申請に基づく利用料金の返還する額は、次の各号の区分に応じ、当該

各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第 26 条第 1 号に該当するとき。 全額
 - (2) 条例第 26 条第 2 号に該当するとき(利用施設等のうち附帯設備を除く。)。 利用料金の 50 パーセントに相当する額を上限とし、指定管理者が別に定める額
 - (3) 第 12 条第 1 項の規定により附帯設備の利用の取消しを申し出たとき。 全額
- 4 指定管理者は、利用の承認を受けたものが第 12 条の規定により当該利用の承認の内容の変更を承認された場合において、変更前に納付された利用料金と変更後の利用料金に差が生じたときは、その差額を納付させ、又はその差額の 50 パーセントに相当する額を上限として、指定管理者が別に定める額を返還するものとする。
- 5 指定管理者は、利用料金が納付された後に、前条第 2 項本文の規定により利用料金の減額又は免除の承認がされた場合において、減額又は免除前の利用料金と減額又は免除後の利用料金に差が生じたときは、その差額を返還するものとする。

(遵守事項)

第 17 条 文化センターを利用するものは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用の承認を受けた利用施設等以外の施設等を利用しないこと。
- (2) 附帯設備の利用は施設内で行うこと。
- (3) 許可なく火気を使用しないこと。
- (4) 収容定員を超えた人員を入場させないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(入館の制限等)

第 18 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるものについて、その入館を拒否し、又は退館させることができる。

- (1) 善良な風俗を乱し、又は他人に危害若しくは迷惑を及ぼすもの
- (2) 酩酊(めいてい)しているもの
- (3) 騒じょう行為又は示威行為を行うもの
- (4) その他文化センターの管理上支障がある行為を行うもの

(補則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和 53 年 9 月 1 日から施行する。〔以降略〕

資料2 委員名簿

1 文化芸術振興会議

	氏名	分野	所属・役職
会長	高階 秀爾	学識経験者	公益財団法人西洋美術振興財団 理事長 公益財団法人大原美術館 館長
副会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
委員	酒井 忠康	学識経験者	公益財団法人せたがや文化財団 常務理事 世田谷美術館 館長
委員	星山 晋也	学識経験者	早稲田大学 名誉教授 新宿区文化財保護審議会 会長
委員	今沢 章信	区民	公募区民
委員	大津 司	区民	公募区民
委員	乗松 好美	区民	公募区民
委員	大野 順二	文化芸術 活動団体	公益財団法人東京交響楽団 専務理事（楽団長）
委員	原口 秀夫	文化芸術 活動団体	公益財団法人損保ジャパン美術財団 専務理事 損保ジャパン東郷青児美術館 館長
委員	大和 滋	文化芸術 活動団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与
委員	佐藤 清親	教育	東京都立総合芸術高等学校 学校長
委員	舟橋 香樹	企業	大日本印刷株式会社 ICC本部長

2 文化芸術振興会議専門部会

	氏名	分野	所属・役職
専門部会長	垣内 恵美子	学識経験者	政策研究大学院大学 教授
専門部会員	大野 順二	文化芸術 活動団体	公益財団法人東京交響楽団 専務理事（楽団長）
専門部会員	大和 滋	文化芸術 活動団体	公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 参与

3 新宿文化センターの在り方の検討に関するプロジェクトチーム

構成員	総合政策部長
	総務部長
	総合政策部企画政策課長
	地域文化部長
	総合政策部財政課長
	総務部施設課長
	地域文化部新宿未来創造財団等担当課長
	地域文化部文化観光課長



新宿文化センター大ホールとパイプオルガン